

神共済第2698号
令和7年11月14日

所属長各位

神戸市職員共済組合 事務局次長

資格確認書カードの送付について（通知）

平素は当共済組合業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年12月2日をもって現行の健康保険証（組合員証及び被扶養者証）が使用できなくなることに伴い、マイナ保険証をお持ちでない方へマイナ保険証のかわりとなる資格確認書カードを発行しますので、事前にお知らせいたします。該当の職員へ配付をお願いいたします。

なお、資格確認書はマイナ保険証取得までの暫定的な対応として有効期限を最大5年間とします。有効期限内のマイナ保険証の取得促進についても、引き続きご協力をお願いいたします。

記

1. 対象者

令和7年10月1日時点以下のいずれかに該当する組合員及び被扶養者※

- ・マイナンバーカードを取得していない方
- ・マイナ保険証利用登録を行っていない方
- ・マイナンバーカードを返納された方
- ・マイナンバーカードの有効期限が切れて3ヶ月を経過した方

※令和7年10月2日以降に認定された方には、後日所属を通じてお送りします。

2. 送付物

(1) 資格確認書カード（有効期限：令和12年12月1日）

有効期限内に75歳の誕生日を迎える方は、その前日まで。任意継続組合員は満了日まで。

(2) リーフレット

3. 送付（予定）時期

令和7年11月下旬

4. 令和7年12月2日以降の取り扱いについて

令和7年12月2日以降に新たに資格取得された方がマイナ保険証をお持ちでない場合は、申請によらず資格確認書カードを交付します。医療機関等を受診する際には資格確認書カードを利用してください。

マイナ保険証の利用登録がお済みの方には、資格確認書カードは交付できません。医療機関等を受診する際にはマイナ保険証を利用してください。マイナ保険証の利用を希望しない場合は利用登録解除申請を行ってください。

※詳細は、別紙「よくある質問」及び神戸市職員共済組合ホームページをご覧ください。

【神戸市職員共済組合ホームページ】
(https://kobe-kyosai.jp/?page_id=195)



【資格確認書に関すること】

神戸市職員共済組合共済サポートデスク
電話：078-322-5775

【マイナンバー制度やマイナ保険証の利用方法等】

マイナンバー総合フリーダイヤル
電話：0120-95-0178